

令和7年度 部活動規約

第1章 総則

- 第1条 この活動は、豊島区立西池袋中学校部活動と称する。
- 第2条 この活動は、目標を同じくする者が、お互いに心身をきたえ、相互の親睦を深めることを目的とする。

第2章 部の設立

- 第3条 本校教職員の中で顧問を引き受ける人があった場合に限り成立する。
- 第4条 設立は、年度初め各部顧問の決定後、全校生徒から入部希望を取り、決定する。

第3章 資格・入部

- 第5条 入部は、生徒の部活動入部申込書を担任に提出し、担任・顧問が確認することにより成立する。

第4章 活動

- 第6条 活動は、顧問または管理顧問立ち会いのもと活動し、学校行事、生徒会活動、学級活動などの全ての教育活動が、部活動よりも優先する。
- 第7条 活動日・時間は、学校教育活動の一貫として、スポーツ庁または、文化庁が示すガイドラインを踏まえて、顧問会で決定する。最終下校時刻（正門を出る）時間は17時45分とする。
- 第8条 休日の活動は、学校長の許可を得て顧問の指示に従いおこなう。
- 第9条 学校以外の場所での活動は、事前に学校長の許可を得ておこなう。
- 第10条 職員連絡会等、全顧問が指導できない日、および定期テストの一週間前は原則として活動できない。職員連絡会等の終了後に活動する場合は、顧問の指示に従い原則再登校とする。
- 第11条 外部指導員による指導は、学校長の了承と顧問の立ち会いのものでおこなう。
- 第12条 部員以外の者が参加した活動を禁ずる。
- 第13条 各部は、部長・副部長をおく。また、部長は、定期的に行われる部長会に参加する。

第5章 転部・退部・兼部

- 第14条 転部・退部は、顧問・担任・保護者とよく相談の上、必要な手続きの上行う。ただし、原則3年生の転部は、認めない。
- 第15条 兼部（2つ以上の部活に入部すること）は認めない。
- 第16条 校内のきまり、部活動規約に違反する行動があったときは、学校長の判断により、その部員または、所属する部を活動停止にさせることがある。

第6章 費用

- 第17条 運営に伴う経費は原則として、参加生徒の個人負担とする。
- 第18条 部費（消耗品、参加費等）は、必要に応じて集める。
- 第19条 部費を集める部は、教員以外の会計担当と会計監査を各1名以上おく。

第7章 その他

- 第20条 活動、登校時の服装は、顧問が認めた活動着で活動する。
- 第21条 自転車等の使用禁止。
- 第22条 食事の場所は指定された場所でおこない、すべてのゴミを持ち帰る。
- 第23条 登下校の際の買い物、飲食は禁ずる。飲み物は、水筒に入れ持参しペットボトル・びん・缶などは不可とする。
- 第24条 対外試合のとき、部員以外生徒の応援は認めない。
- 第25条 長期休業中に活動するときは、活動前後に日直の教員に人数と時間を報告する。